2025.4.1

東部高齢者介護支援センター（通称：ショートステイ真愛）
空床型　短期入所生活介護サービス(介護予防短期入所生活介護サービス)
運営規程

神戸高齢者総合ケアセンター真愛が、神戸市が設置する東部高齢者介護支援センター短期入所生活介護サービス事業を受託するに当たり、以下の規程を定める。

（事業目的）

第１条　東部高齢者介護支援センター＜通称：ショートステイ真愛＞（以下「真愛」という）が指定短期入所生活介護サービス（以下「介護サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、真愛の生活相談員、介護職員、看護職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　真愛の職員等は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

２　介護サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

①　名称　　東部高齢者介護支援センター（通称：ショートステイ真愛）

②　所在地　神戸市中央区日暮通５丁目５－８

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　真愛に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

①　管理者　出上　俊一

管理者は、真愛の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　生活相談員

生活相談員は、介護サービスの利用者の申込に係わる調整、介護職員に対する技術指導、介護サービス計画の作成等を行う。

③　サービス提供者

職　　種	人　　数	職　　務　　内　　容
生活相談員	常勤２名	・利用申込者の事前面接調査、相談業務に関すること

		・利用者の送迎計画・体制の実施
看護職員	常勤３名 非常勤１名 （機能訓練指導員と兼務）	・利用者の救急安全に関すること ・利用者の健康管理に関すること ・日常動作訓練の指導に関すること ・衛生材料の保管、使用に関すること ・協力医との連絡調整に関すること
介護職員	常勤２０名 非常勤　３名	・介護プログラムの企画・実施に関すること ・食事・入浴・排泄・送迎介助業務等に関すること ・消耗品の保管、使用に関すること

（利用定員）

第５条　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護、両事業合計で介護老人福祉施設定員70名内の空床数とする。

（生活介護サービスの内容及び利用料等）

第６条　介護サービスの内容は次のとおりとする。

介護：介護にあたっては利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

入浴

排泄援助、清拭

オムツ交換

離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話

② 食事の提供

③ 機能訓練

④ 健康管理

⑤ 相談援助

⑥ その他のサービス（送迎、レクリエーション等）

２　介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割から３割の額とする。

（厚生労働大臣が定める基準〔＝介護報酬告示〕は、事業所の見やすい場所に掲示する）

３　前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

① 食費　　＊　重要事項説明書に記載の通り。

② 滞在に要する費用

③ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く）

④ 法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際の費用

４　前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または、その家族に対して当該サービスの内容、及び費用については説明を行い、利用者の同意を得る。

（送迎の実施地域）
第７条　神戸市中央区、灘区、兵庫区

（サービス利用にあたっての留意事項）
第８条　利用者とその家族は、介護サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
２　利用にあたり、衣類、洗面用品、紙オムツは真愛で準備する。
３　利用料は1ヶ月単位の請求とし、利用月の翌月末までに納入とする。
４　利用中に度を超えた飲酒、暴力行為、器物破損があり、他の利用者の迷惑となる場合は、利用を断ることもありうる。

（緊急時における対応）
第９条　真愛の職員が、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め真愛の定めた協力病院への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
２　利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。（あいおい損害保険株式会社　介護保険・社会福祉事業者総合保険）

（非常災害対策）
第10条　非常災害対策については別紙「消防計画」を参照のこと。

（苦情処理）
第11条　苦情処理については別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を参照のこと。

（個人情報の取り扱い）
第12条　個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報保護規程」に従って対処するものとする。

（記録の整備）
第13条　施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。
２　施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結から５年間保存するものとする。

（虐待防止に関する事項）
第14条
施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的（年2回以上）に行う。
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

（３）その他虐待防止のために必要な措置。
　　虐待防止責任者は、苦情対応責任者と同じとする。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

３　施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底させる。

４　虐待の防止のための指針を整備する。

５　上記の措置を適切に実施するための担当者をおく。

６　施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束の適正化）

第 15 条　施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、及びその他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様、時間、及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

①　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

②　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

③　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第16条　真愛は、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務態勢を整備する。

２　真愛における職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はイエス団法人と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2002年 9月 1日から施行する。

2003年 4月 1日　　改定

2004年 4月 1日　　改定

2005年 4月 1日　　改定

2005年10月 1日　　改定

2006年 4月 1日　　改定
2007年 4月 1日　　改定
2007年 8月 1日　　改定
2008年 1月 1日　　改定
2009年 4月 1日　　改定
2010年 4月 1日　　改定
2010年10月 1日　　改定
2011年 4月 1日　　改定
2011年 8月 1日　　改定
2012年 4月 1日　　改定
2013年 4月 1日　　改定
2014年 4月 1日　　改定
2014年11月 1日　　改定
2015年 4月 1日　　改定
2016年 4月 1日　　改定
2018年 4月 1日　　改定
2023年10月 1日　　改定
2024年 4月 1日　　改定
2024年 5月 1日　　改定
2025年 4月 1日　　改定